

介護予防短期入所生活介護 なぎさの里 利用料金表①(令和6年4月1日より)

(併設型ユニット型短期入所生活介護(Ⅰ)ユニット型個室)

		介護サービス費	サービス提供体制加算(Ⅰ)	送迎加算(片道)	療養食加算(該当者のみ)※1	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)※2	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)※3	ベースアップ等支援加算※4	食費	居住費	1日あたりの合計金額
第1段階 老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	要支援1	529	22	184	24	46～63	15～20	9～12	300	820	1,752円 ～ 1,989円
	要支援2	656	22	184	24	56～74	18～24	11～14	300	820	1,896円 ～ 2,135円
第2段階 市町村民税非課税 課税年金＋非課税年金 合計所得年額80万円以下	要支援1	529	22	184	24	46～63	15～20	9～12	600	820	2,052円 ～ 2,289円
	要支援2	656	22	184	24	56～74	18～24	11～14	600	820	2,196円 ～ 2,435円
第3段階① 市町村民税非課税 課税年金＋非課税年金 合計所得年額 80万円以上120万円以下	要支援1	529	22	184	24	46～63	15～20	9～12	1,000	1,310	2,942円 ～ 3,179円
	要支援2	656	22	184	24	56～74	18～24	11～14	1,000	1,310	3,086円 ～ 3,325円
第3段階② 市町村民税非課税 課税年金＋非課税年金 合計所得年額120万円以上	要支援1	529	22	184	24	46～63	15～20	9～12	1,300	1,310	3,242円 ～ 3,479円
	要支援2	656	22	184	24	56～74	18～24	11～14	1,300	1,310	3,386円 ～ 3,625円

※1 療養食加算は1食につき8単位で3食提供で最大24単位となります。

※2 介護職員処遇改善加算＝総単位数(介護サービス費＋サービス提供体制強化加算＋送迎加算＋療養食加算)×8.3%

※3 介護職員等特定処遇改善加算＝総単位数(介護サービス費＋夜勤職員配置加算＋サービス提供体制強化加算＋送迎加算＋療養食加算)×2.7%

※4 ベースアップ等支援加算＝総単位数(介護サービス費＋夜勤職員配置加算＋サービス提供体制強化加算＋送迎加算＋療養食加算)×1.6%

送迎加算、療養食加算は該当者のみとなります。また、どちらか一方のみ該当する方につきましては、ご案内時に詳しく説明させていただきます。

※連続して60日を変えてご利用された場合、61日目より介護サービス費が変更となります。

要支援1:503単位、要支援2:623単位

※介護サービス費合計(円)＝総単位数×10.17－総単位数×10.17×90% 新潟市が地域区分(7級地)該当により、1単位＝10.17円として計算します。

介護予防短期入所生活介護 なぎさの里 利用料金表②(令和6年4月1日より)

(併設型ユニット型短期入所生活介護(Ⅰ)ユニット型個室)

		介護サービス費	サービス提供体制加算(Ⅰ)	送迎加算(片道)	療養食加算(該当者のみ)※1	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)※2	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)※3	ベースアップ等支援加算※4	食費※5	居住費※6	1日あたりの合計金額
第4段階 第1～3段階以外の方 負担割合 1割	要支援1	529	22	184	24	46～63	15～20	9～12	1,740	2,610	4,982円 ～ 5,219円
	要支援2	656	22	184	24	56～74	18～24	11～14	1,740	2,610	5,126円 ～ 5,365円
第4段階 第1～3段階以外の方 負担割合 2割 ※7	要支援1	529	22	184	24	46～63	15～20	9～12	1,740	2,610	5,613円 ～ 6,087円
	要支援2	656	22	184	24	56～74	18～24	11～14	1,740	2,610	5,902円 ～ 6,380円
第4段階 第1～3段階以外の方 負担割合 3割 ※8	要支援1	529	22	184	24	46～63	15～20	9～12	1,740	2,610	6,245円 ～ 6,956円
	要支援2	656	22	184	24	56～74	18～24	11～14	1,740	2,610	6,678円 ～ 7,395円

※1 療養食加算は1食につき8単位で3食提供で最大24単位となります。

※2 介護職員処遇改善加算＝総単位数(介護サービス費＋サービス提供体制強化加算＋送迎加算＋療養食加算)×8.3%

※3 介護職員等特定処遇改善加算＝総単位数(介護サービス費＋夜勤職員配置加算＋サービス提供体制強化加算＋送迎加算＋療養食加算)×2.7%

※4 ベースアップ等支援加算＝総単位数(介護サービス費＋夜勤職員配置加算＋サービス提供体制強化加算＋送迎加算＋療養食加算)×1.6%

送迎加算、療養食加算は該当者のみとなります。また、どちらか一方のみ該当する方につきましては、ご案内時に詳しく説明させていただきます。

※5 内訳 朝食530円 昼食590円 夕食620円

※6 居住費2,940円から法人単独減免で330円減額

※7 本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が2人以上世帯で346万円以上463万円未満、単身世帯で280万円以上340万円未満の場合は、利用者負担が2割となります。

※8 本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が2人以上世帯で463万円以上、単身世帯で340万円以上の場合は、利用者負担が3割となります。

※連続して60日を変えてご利用された場合、61日目より介護サービス費が変更となります。

要支援1:503単位、要支援2:623単位

※介護サービス費合計(円)＝総単位数×10.17－総単位数×10.17×90% 新潟市が地域区分(7級地)該当により、1単位＝10.17円として計算します。